

公開・非公開の別

■公開 □部分公開

□非公開

令和4年度第1回浜松市障害者施策推進協議会会議録

- 1 開催日時 令和4年9月2日（金） 午前10時00分から午前11時27分
- 2 開催場所 浜松市南区役所 3階 大会議室
- 3 出席状況
- 出席委員 新宮尚人会長、岩本重幸職務代理者、小澤久好委員、金子美緒委員、高橋久美子委員、野寄秀明委員、村松真奈美委員、湯口琢磨委員
- 欠席委員 西村百合子委員、二橋眞洲男委員
- 関係課 二宮健康福祉部参与（精神保健福祉センター所長）、高山障害者更生相談所長、小山こども家庭部参事（子育て支援課長）、鈴木指導課発達支援グループ副主幹（教育総合支援担当課長代理）、小林危機管理監代理（危機管理課長）、北村中区社会福祉課長、鈴木東区社会福祉課長、夏目西区社会福祉課長、鈴木南区社会福祉課長、山本北区社会福祉課長補佐（課長代理）、伊藤浜北区社会福祉課長、山本天竜区社会福祉課長
- 事務局 山下健康福祉部長、渡辺健康福祉部次長（福祉総務課長）、久保田障害保健福祉課長、稲葉精神保健福祉担当課長、仲井障害保健福祉課長補佐、宮本総務調整グループ長、大庭請求審査グループ長、杉浦手当助成グループ長、金原指導グループ長、河合精神保健グループ長、総務調整グループ澤田・内山
- 4 傍聴者 0人
- 5 議事内容
- 1 開会
 - 2 議事
 - （1）第3次浜松市障がい者計画の進捗状況報告について
 - （2）第6期浜松市障がい福祉実施計画及び第2期障がい児福祉実施計画の進捗状況報告について

(3) 障害者差別解消法に係る浜松市の取組状況について

(4) その他

3 閉会

6 会議録作成者 障害保健福祉課総務調整グループ 澤田

7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 有

8 会議記録

1 開会

2 協議事項

(1) 第3次浜松市障がい者計画の進捗状況報告について

■会議資料に基づき事務局が説明

■質疑応答、意見・感想

(湯口委員)

参考資料8ページによると精神障害の特に2級3級が非常に増えているが、資料11ページ「地域生活への移行に向けた体制整備」について、体制整備は重度の方や入院している方をメインとしているのか。増加している軽度の方へのアプローチがこれから大事になるのではないか。

(事務局)

重度の方に限らず、地域で生活している軽度の方を含めて、理解者を増やし地域で支えていくための普及啓発を含めた体制整備を進めている。

(野寄委員)

資料14ページ「避難行動要支援者名簿の活用」について、令和3年度は割合が12%増えているが増加理由は。

(関係課)

マッチング率が低い自治会に市職員が直接赴いて説明を行う等の伴走型支援を実施したことが大きく貢献したと考えている。

(高橋委員)

伴走型支援は引き続きお願いしたい。防災訓練に関して自治会ごとに差があるので支援をお願いしたい。

資料4ページ「成年後見制度利用支援の促進」について、市民後見人養成講座の「3年間で1つの養成期間」とは令和4年から令和6年の間に1回開催するということか。

(事務局)

(後日回答) 3年間で1つの講座となっており、今期は、令和3年度から令和5

年度で実施する。

(高橋委員)

資料7ページ「地域生活支援拠点等の体制整備」について、ひとり暮らし体験事業の対象者や実施状況、継続状況を聞きたい。

(事務局)

(後日回答)ひとり暮らし体験事業は、昨年度より事業を開始した。地域で自立した生活を目指す浜松市に住所を有し、市税を完納している現にひとり暮らし等の自立した生活をしていない者を対象としている。昨年度の実績は2名となっている。

(岩本委員)

資料12ページ「地域生活への移行に向けた体制整備」について、地域定着支援サービスは1年の利用標準期間が過ぎたあとの緊急時対応は。

(事務局)基本的に個別のケースは関係者間で調整していくことになるが、地域の課題としてあれば地域包括ケアシステムでも検討していきたい。

(2) 第6期浜松市障がい福祉実施計画及び第2期障がい児福祉実施計画の進捗状況報告について

- 会議資料に基づき事務局が説明
- 質疑応答、意見・感想

(高橋委員)

資料19ページ「福祉施設入所者の地域生活への移行」について、自宅への移行者21人は家族のいる自宅に戻ったのかひとり暮らしを始めたのか。

(事務局)

(後日回答)自宅移行者21人のうち20人は家族のいる自宅に戻り、1人はひとり暮らしを始めた。

(村松委員)

資料23ページ「障がい児支援の提供体制の整備等」について、障がいのある子どもが身近な地域で必要な支援が受けられる支援体制とは。

(事務局)

医療的ケア児等コーディネーターを配置して、サービスを受けるにあたり必要な情報の周知を図り、医療的ケア児者とその家族を支援していく。

(湯口委員)

令和3年度から配置した医療的ケア児等コーディネーターは何名か。

(事務局)

現在1人工。社会福祉法人浜松市社会福祉事業団にコーディネーター業務を委託している。

(湯口委員)

障がい児の通所支援や相談支援は増加しており1人工は大変。資格は保健師や社

会福祉士等に限定しているのか。

(事務局)

資格があり静岡県の研修をうけた方としている。静岡県が中心となり進めている。静岡県のコーディネーターと連携協力をしながら進めていく。

(高橋委員)

資料 2 2 ページ「福祉施設から一般就労への移行」について、一般就労に移行した方の定着状況は調査しているか。

(事務局)

(後日回答) 毎年度、一般就労への意向調査の際、前年度に一般就労へ移行した者の調査日現在の就労状況及び就労定着支援事業利用者の調査日現在の就労状況を確認している。

(村松委員)

資料 2 7 ページ「障害福祉サービス実績」について、重度訪問介護のコメントで利用者数が増加しているというのは実態と結びついていない。

(事務局)

実績は事業者から請求のあった実利用者数を数値としている。個人ごとに利用状況を把握することは難しいが、ご指摘いただいた点を踏まえてできる分析をして必要な対策はとっていきたい。

(高橋委員)

資料 2 7 ページ「障害福祉サービス実績」について、短期入所利用者数の減少が新型コロナウイルス感染症拡大のため利用を控えたためとあるが、実際は事業所からの利用自粛要請だった。

(事務局)

そういった事業所があったことは聞いている。他のサービスを含め、事業所は利用者のためになるべく開けていただくというのが大原則であることを周知している。

(高橋委員)

所属団体から 2 点伝えたい。

1 点目は実績値について。浜松市の障害福祉データ一覧表を、人口 1 0 万人当たりの数値として全国 2 0 政令市と比較し、市の障害福祉の実態を客観的に把握してもらいたい。

2 点目は事業所の指定について。浜松市は政令市として事業所の指定を行うことができるが、営利目的企業の参入が増えている中で、浜松市として指針を定め福祉に精通している人が入るようにしてほしい。

(事務局)

国の基準を満たしていれば指定せざるを得ない。現在、新規指定の段階で事業者の主要な方と面談を行い、基準や法令を理解しているか指導をしたうえで指定をするよう取り組んでいる。

浜松市独自の指針を出すことは不可能だが、法令や指定基準等をわかりやすくま

とめたものを作成し事業所の指導を行うよう検討している。

(3) 障害者差別解消法に係る浜松市の取組状況について

- 会議資料に基づき事務局が説明
- 質疑応答、意見・感想

(湯口委員)

資料31ページの「合理的配慮の提供及びユニバーサルデザイン化の取り組み」について、市議会だよりや録音図書・点字図書の点字版と音声版はどちらの利用が多いか。障害者へのサポート方法が変わってくる。

(事務局)

(後日回答) 点字版より音声版の利用が多い状況。市議会だより令和4年8月号は、点字が8人、音声CDが32人。録音図書は、テープが371タイトル、CDが6, 724タイトル。点字図書が113タイトルとなっている。

(高橋委員)

資料33ページ「相談状況(主な相談内容と対応)4例目」について、障がい団体が主催する企画だけでなく一般の協働センター等で開催されている講座等にも、合理的配慮で工夫をして障がいのある人が参加できるようになるとよい。

(4) その他

(事務局)

次期計画の策定に向け、より良い計画を策定するために意見を伺いたい。

(村松委員)

所属団体に話題にのぼるのは、生活介護の施設が少なく肢体不自由児や医療的ケア児は少ない枠を奪い合い、しかも送迎のないところが殆どということ。また、親が亡くなった後に関する不安を皆抱えて生活している。策があれば一緒に考えてほしい。

(高橋委員)

防災に関することはどの自治会も同じレベルになるようにしていただきたい。知的や発達障害がどういう人なのか伝える普及啓発がまだまだ足りない。当事者が知ってもらいたいことを話す機会があるといいと感じている。